

## 今後の対応方針

平成 23 年 1 月 27 日  
国土交通省鳥インフルエンザ対策本部決定

1. 今後、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認の類似事例が発生した場合、国土交通省鳥インフルエンザ対策本部の決定を経ることなく、以下の対策を速やかに実施することとする。
  - (1) 地方整備局、地方運輸局等に対策本部を設置し、対策本部を中心に必要な支援を行っていく。
  - (2) 地方整備局、地方運輸局等においては、速やかに関係自治体に連絡要員を派遣し、現地の状況や関係自治体の国土交通省への要請を含めた情報収集を行うとともに、関係自治体との連絡窓口を設置するなどにより、連携を強化する。
  - (3) 関係自治体からの要請を踏まえ、消毒液散布及び鶏の処分のため、地方整備局等より、散水車や照明車を関係自治体に貸与するとともに、高速道路や国道への消毒マットや消毒噴霧器の設置に協力していく。
  - (4) 所管事業者等に対し、①通行遮断、消毒ポイントにおける消毒措置等防疫措置に関する関係自治体への協力、②早期の疑似患畜発見のための情報収集・連絡体制の確立等に関する関係自治体等への協力について依頼を行う。
2. 上記対策以外の対応が必要となった場合は、国土交通省鳥インフルエンザ対策本部を開催し、追加の対応を決定する。